

令和 5 年 6 月

丸 亀 市 農 業 委 員 会 定 例 総 会

議 事 録

令和 5 年 6 月 2 0 日 開 会

丸 亀 市 農 業 委 員 会

令和5年6月 丸亀市農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和5年6月20日（金）午前9時30分～午前11時05分

開催場所 丸亀市役所2階 201・202会議室

出席委員 15人

農業委員 15人

1 大西 貴久	2 宮武 雅毅	3 尾野 弘季	4 石井 廣喜
5 横井 英明		7 大口 年昭	8 高吉 和博
9 久米 彰義	10 松岡 正雄	11 松岡 繁	12 平池 收
13 谷本 公紀	14 登倉 賢仁	15 大林 孝行	16 松下 孝江

農地利用最適化推進委員 20人

	2 長岡 正一	3 川西 克	4 ー
5 小松 保博	6 坂井 清照		8 楠 和治
9 大橋 正長		11 吉田 一美	12 川向 進
13 渡邊 秀信	14 ー	15 山地 正詞	
		19 喜來 聖則	20 宮本 政信
	22 宮瀧 博泰	23 松永 哲之	24 新居 俊孝
25 竹田 久義	26 秋山 悦郎	27 土居 修二	28 平田 正男
	30 谷本 憲司		

欠席委員 9人

農業委員 1人

6 葛原 忠嗣

農地利用最適化推進委員 8人

1 元木 繁雄	7 内田 久夫	10 豊嶋 光治	16 岡原 徹
17 増田 澄	18 遠城 昌宏	21 津郷 憲一	29 谷渕 繁夫

農業委員会事務局出席者

事務局 長	谷本 孝二
事務局 次長	大西 良明
主 査	岩崎 正英
主 査	中山 弘美
副 主 任	山口 凌生

その他の出席者

農林水産課 農政担当長 造田 忠彦

議事日程

農政に関する議題

1. 農業振興地域整備計画の変更について
2. 「令和6年度農地等の利用の最適化の推進に関する改善意見」県提出への要望について
3. その他

報告

1. 定例農家相談会の開催結果について
2. 令和5年度全国農業委員会会長大会について
3. その他

土地に関する議題

議案第28号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第29号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第30号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第31号	農用地利用集積計画の決定について
議案第32号	非農地証明願について
議案第33号	許可後の事業計画変更申請について

報告

報告第16号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第17号	農地法第18条第6項の規定による通知確認について

●事務局長（谷本孝二君）

おはようございます。

定刻が参りましたのでただいまから令和５年６月の農業委員会定例総会を開催いたします。

本日お配りしております資料は本日の次第のみとなっております。

あと事前に送付しております議案等書類もお出してください。

農業委員会活動記録につきましてはこれまで同様、記録漏れのないようお願いいたします。

携帯電話につきましては電源を切りになるかマナーモードの設定でよろしく願います。

それではただいまから令和５年６月定例総会を開催いたします。

それでは、会長よろしく願います。

●会長（松岡繁君）

皆さんおはようございます。

５月、６月から始まった農繁期の疲れも溜まっているかと思いますが、６月の総会へご出席をいただきまして、ありがとうございます。

毎朝、農業新聞を見る習慣になっているのですが、今読みというところで東京大学農学部の鈴木先生の記事がございました。今、日本の農業危機は深刻な度合いを深めている。稲作経営も９割以上が赤字に陥っているとのデータもあると、中でも酪農経営は、９８％の経営が赤字というようなことを書かれておりました。

以前にもお話ししましたが、米を作っても本当に赤字ということで、私も今年は、５反ばかり稲を作るのをやめて、休耕することにしたところでございます。

道端で農家の人と話をしていまして、機械が壊れるか自分が壊れるが先かと、もう壊れたときは終わりだと、そういう方がもうほとんどでございます。

私たちの任期も、あと１ヶ月で、総会もあと２回ということになりました。

前回、局長からも話ありましたが、農業委員で残るのが、尾野委員と大西委員と松下委員の３人で、１３名が退任をされます。

推進委員は、元木委員と坂井委員と喜來委員の３名が継続されるということで、２５名が退任されます。

退任される委員は、成績がよくって卒業と言うことかもしれません。

各地区で課題も残っていると思いますが、ぜひ次の委員さんに引き継ぎをお願いいたします。

それからもう一つ女性委員について、これも昨日の農業新聞の論説で、農業委員の女性の参画という欄載っておりましたが、日本で一番女性委員の登用率が高いところは栃木県の日光市で、１１人の委員中５人が女性だということで割合は４５．５％になります。会長も女性ということで、ここはすごいなと思ったところでござ

います。

丸亀市におきましても、新しい委員を選考する時点でご努力をいただきまして、4名の方が、応募いただきました。率にすると25%ということで、あと1人増えると、30%の目標を達成するということまでできております。

論説の締めくくりに、女性が輝く農業農村は、持続可能な農業に向けた1丁目1番地だというふうに書かれておりました。丸亀市が女性のパワーで農業農村の活性化が図れるように、香川県のモデルになることを期待しておるところでございます。それからもう1点は、今年初めてタブレットによる農地パトロールを行っていただきました。農業会議から松原さんが来て、指導していただいた時には、これは今年のことにはならないと思っていたのですが、事務局に聞きますと、もうほとんどの地区で調査が終わったということをお聞きしました。私も実際やってみたのですが、紙のペーパーよりは、ずっとやりやすいという感じを受けました。

ただ、思ったようにタブレットが動かなかったり、お日様が出てる下では、画面が見えなかったり、いろいろございますけれども、なんとか無事終わったということで、大変ご苦勞お掛けしたと思っております。

報告なり、お礼を申し上げて、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

それでは、議事を進めさせていただきます。

本日の出席委員は15人で、過半数の方が出席されておりますので、総会が成立しておりますことを報告いたします。

本日の議事録署名委員は、5番の横井委員さんと、7番の大口委員さんをお願いいたします。

それでは、農政に関する議題に入りたいと思います。

本日の提案の議題を事務局より読み上げを行います。

●事務局長（谷本孝二君）

失礼いたします。農政に関する議題です。

議題1「農業振興地域整備計画の変更について」、議題2「令和6年度農地等の利用の最適化の推進に関する改善意見」県提出への要望について、議題3「その他」です。以上、ご審議の方よろしくをお願いいたします。

●会長（松岡繁君）

それでは議題1「農業振興地域整備計画の変更について」農林水産課より説明をお願いします。

●農林水産課（造田忠彦君）

よろしく申し上げます。

令和5年6月1日締め切りの6月分丸亀農業振興地域整備計画の変更について、ご報告をさせていただきます。

お手元の「農業振興地域整備計画の変更について」をご準備ください。表紙の次が「変更等理由書」、続きまして「位置図」があります。1ページから順にご説明いたします。

番号 6－1、

飯野町東分・・・面積 619 m²のうち 350 m²を・・・が分家住宅を建築します。

下のページをご覧ください。

続きまして、農用地区域への編入です。

番号入 6－1。

飯野町東分・・・合計面積 3,205 m²を・・・が農地を農振整備計画区域内に編入します。

以上、除外 1 件、350 m²、編入 1 件、3,205 m²の申し出となっています。

変更区分、地域別の内訳は次のページに表にあります。以上です。

よろしくお願いいたします。

●会長（松岡繁君）

説明が終わりました。この件につきまして、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君）

ないようですので、「農業振興地域整備計画の変更について」は異議のないものといたします。造田さんありがとうございました。

続きまして、議題 2「令和 6 年度農地等の利用の最適化の推進に関する改善意見」県提出への要望ついて、事務局より説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

それでは、事前にお送りしております令和 6 年度の農用地利用最適化推進施策、に関する改善意見、この資料をご用意ください。

委員の皆様には、いろいろ切実なご意見ご要望いただきましてありがとうございます。

いただいたご意見は、お手元のとおり事務局で取りまとめいたしまして、本日の総会で承認されましたら、農業会議に提出したいと思います。

農業会議では、各市町から提示された意見を、7 月の常設審議委員会で検討し、8 月下旬に県知事宛に提出する予定となっております。

なお、いただいたご意見の中で、市向けの提案内容につきましては、9 月か 10 月の総会で審議し、市長並びに市議会議長に提出したいと思います。

それでは、農業委員会の主要な 3 大業務ごとに、簡単に説明をさせていただきます。まず 1 枚目、担い手の農地利用集積集約化についてです。

提案理由、上段を読み上げます。

農地法第 35 条第 1 項の規定に基づき、利用意向調査で所有者等から、農地中間管理機構を利用する意思表示があった農地を農地機構に通知しても、ほぼすべて中間管理権を取得する基準に適合しないとの回答であり、農地の集積・集約に繋がっていない。

これに対しまして、下の段、提案内容を読み上げます。

「農地法の運用について」等の一部改正により、毎年全ての遊休農地が利用意向

調査の対象になり、機構に貸し付けを希望する農地所有者が増加している。

借受基準に合致しない理由は様々あるかと思うが、中間管理機構は遊休農地も積極的に借り受けているため、単に遊休農地であることや地域に受け手がないことをもって、基準に適合しないと判断されることがないように、中間保有機能を強化する等措置を講じ、遊休農地を含めた集積・集約化を図られたい。

また、J A等が農地管理の受け皿となるよう、国に要請していただきたい。
いう内容にしております。

1枚めくっていただいて、次のページです。

2番目、遊休農地の発生防止と解消について。

上段の提案理由を読み上げます。

毎年農地パトロール調査をしているが、年々遊休農地が増えている。草刈り等保全管理を適切に行い、農地を適正に管理している方がいる一方で、雑草雑木が繁茂したまま放置し、周辺農業者に多大な迷惑を及ぼしている地権者もいる。

現在農業委員会には、管理不全農地に対して多くの苦情が寄せられ、地権者に草刈り等の指導をしても対応いただけないなど、様々な事情で農地としての利用、あるいは維持することが困難な農地が増加している。

これに対しまして、下の段、提案内容です。

農地として利用、あるいは維持が困難な場合の対処として、粗放的管理法による農地保全の取り組みの促進に向けて、取り組みの具体的な方法を周知するなど、理解の醸成を図られたい。

もう一つ、農地機構を介して借地している借受人に対する農地の適切な管理指導をされたい。といったものです。

これにつきましては、守るべき農地につきましては今後地域計画の中の目標地図によって、今後10年を見据えた将来の地域の農地利用の計画を立てていくわけですが、一方で守り切れない農地、維持管理に苦慮している農地につきましては、景観作物の栽培など、既に非農家になっている方も含めて所有者の管理の負担を軽減する粗放的管理法について、もう少し容易に取り掛かれるようもっとPRを含め、推進していただきたいというもの。

それともう一つ、遊休化した農地の中には、農地機構を通して貸借をしているものも多く見受けられます。耕作者には、適切な管理指導をいただきたいということです。

次のページ、3番目ですが、新規就農の促進について、上段の提案理由を読み上げます。

認定農業者の多くは、一代で終えているのが現状である。これまで集落営農組織の育成に取り組んできたが、まだ数が少なく、既存組織の構成員の高齢化が進み、後継者の育成は喫緊の課題である。

これに対しまして下の段、提案内容でございます。

後継者を育成確保するために、J A等農業関係機関と連携協力を図り、モデル地

区やモデル事業を設定し取り組む等、全国の成功事例を調査研究し、手厚い助成、支援による新規就農の促進に努められたいということです。

最後のページですけれども。

これは提案内容、その他ということで、提案理由を読み上げます。

まず一つ目、地域の農業従事者は急速に高齢化が進み、一刻の猶予もない状況になっている。このままでは、今後遊休農地が急速に拡大すると思われる。

この要因は、過度な農産物の自由化により価格が低迷し、農地を守っている中小家族経営農家が再生産できない状況になったことによることは明白である。

食料安全保障のためにも、農業を魅力的なものとするとともに、食料・農業の大切さについて、国民の理解の醸成を図ることが大切である。

これに対しまして、提案内容でございます。

まず一つ目が地域の農業農村を守るため、担い手への農地の集積だけでなく、中小家族経営を担い手として位置づけるとともに、再生産できる手厚い支援を行うこと。

二つ目として地域農業の実情を機会あるごとに国並びに代議士に訴えかけ、支援を要請すること。

三つ目、食と農の大切さと国産国消の必要性を消費者に対し、広く広報・対話活動を行うこと。

以上、取りまとめて意見を農業会議の方に提出したいと思います。

ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁君）

ただいま、改善意見の提出について次長より説明がございました。

皆さんからたくさん出していただきましたが、県へ提出する分をこれだけに絞ったということで、残りの分はまた市長の方へ時期を見て提出をするということになります。この件につきまして、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君）

ないようですので、「令和6年度農地等の利用の最適化の推進に関する改善意見」県提出への要望については異議のないものといたします。

その他の議題はありますか。

●事務局長（谷本孝二君）

ありません。

●会長（松岡繁君）

その他の議題は、ないようですので、報告連絡事項に移ります。

報告1「定例農家相談会の開催結果」について事務局から報告いたします。

●事務局長（谷本孝二君）

前回の農家相談開催結果についてご報告をさせていただきます。

飯山市民総合センター開催分は5月29日月曜日、登倉委員。市役所本庁開催分

は6月5日月曜日、大西委員。綾歌市民総合センター開催分は6月12日月曜日に松岡会長で午前9時から11時の間で行いましたが、相談の方はございませんでした。

次に次回の農家相談の開催予定についてお知らせをいたします。

飯山市民総合センター開催分は6月21日火曜日大林副会長。市役所本庁開催分は7月5日水曜日石井委員。綾歌市民総合センター開催分は7月10日の月曜日平池委員の担当でそれぞれ午前9時から11時までの受け付けとなっております。

農家相談の手引きをお持ちの上ご出席ください。以上です。

●会長（松岡繁君）

ただ今の報告につきまして、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君）

特にないようです。次に報告2「令和5年度全国農業委員会会長大会について」でございますが、私の方から報告をさせていただきます。

1枚紙で裏表に印刷している資料をご覧いただきたいと思います。

5月30日に東京の文京シビックホールでございまして、今回私と谷本局長で出席をいたしました。

随行につきましては、中讃地区3市5町、8市町の事務局が2人ずつ交代で随行するということで、今回、丸亀が当番であったので、谷本局長が出席したところでございます。

日程、下へ書いてございますが、主催者、挨拶と、それから来賓挨拶としまして、野村農林水産大臣、他衆参の農林水産委員長が挨拶をされました。

それから3番目の議題でございますが、これは提案議題ということで、地域から積み上げた要請事項、先ほど県、農業会議の方へ提出するものを審議していただきましたが、それを県でさらにまとめて、全国農業会議所の方へ提出し、それをもとにまとめたという提案議題でございます。

一つは食料安全保障の確立に向けた持続可能な農業・農村を創るための政策提案決議。

（1）として食料安全保障とあるべき農業・農村の姿、その内訳として、食料・農業・農村基本法の見直しに関する施策の確立、水田農業を基本とした食料安全保障の確立、日本型直接支払制度の確立などがございます。

それから（2）として、食料等の安定供給の確保、その内訳として、自給率・自給力向上の明示、基本法の見直しにあたっては、食料自給率の明示など。

また（3）として、農地の確保と効率及び適正利用ということで、内訳としましては、担い手への農地の集積と多様な経営体による農地利用の両立の実現、農地確保にあたっての国の責務と関与の明確化、それから農地法3条許可の適正化、営農型太陽光発電施設に対する制度的措置ということで、虚偽の報告とか的確な事業実施ができないと認められる場合の許可を取り消すということなど、それから法人の

農地取得事業の厳正実施、それから条件不利地域における農地の活用ほかです。それから（４）として、農業・農村を担う者の在り方として、農業を担う者については、多様な経営体として継続的に農地利用を行う中小規模の経営体、農業を副業的に営む経営体等を基本法へ位置づけを検討すること、大規模家族経営が万が一に備えた経営継続のための支援策など。

それから、（５）農村の持続的発展ということで、国土の均衡ある発展、農村に人呼び込む農村政策の推進

二つとして、農地の地域の農地を生かし続可能な農業農村を推進するための申し合わせ決議

（１）として目標地図の素案づくりに向けた取り組みを強化しよう。

内訳として、市町村や関係機関との協力体制を強化しよう、素案の在り方や作成時期については、市町村と事前に協議しようということで、先般、農林水産課から説明ありましたけど、もう工程表は作ったよというお話があったけど、農業委員、推進員には、説明されていない、やはり事前に説明して協議をするという体制に是非していただきたいと、そうしないと協力は難しいというふうに思うところがございます。

（２）に委員の日常的な活動を農地利用の最適化に繋げようということで、日常的な農地の見回りを実施しよう、声かけを起点とした意向把握に努めよう。

（３）として、農業経営の合理化と働きがいのある経営環境づくりを支援しよう。それから（４）に農業者の声、地域の声を「意見提出」に取りまとめよう。

（５）として、農業委員会の女性教育体制強化に努めようということで、若い女性や若い農業者の登用を促進しようほかでございます。

三つ目として、情報提供活動の一層の強化に関する申し合わせ決議ということで、全国農業新聞の購読拡大とか、農業委員会が発行する農業委員会だよりの充実などでございます。

それから農業委員会活動の実践を踏まえた決意表明ということで、鹿児島県の屋久島町農業委員会と静岡県伊東市の農業委員会から、報告がございました。

大会終了後、都道府県ごとに国会議員に対して、要請行動を行いました。

なお、農業会議所の役員で農林水産大臣とか農水省の方への要請を行うということでございます。

今回の会長大会で感じたことですが、今までは、担い手への農地の集積ということがしっかり書かれていたのですが、今回は担い手、中小農家も入れるよという提言が行われ、今までのやり方では、農地は守れないということを、若干方向転換をしていったのかなという感じでございます。

項目だけ抜き出しましたので、全体の雰囲気分かっただけでもいいかなと思います。これは何だという部分につきましては、事務局に議案書を置いていますので、そこに詳しくご説明がありますので、必要な方をご覧くださいと思います。以上、報告を終わります。

●会長（松岡繁君）

ただいまの報告について、ご質問等ありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君）

特にないようです。その他で報告事項はありませんか。

●事務局長（谷本孝二君）

ありません。

●会長（松岡繁君）

その他の報告は、ないようですので、農地に関する議題に移りたいと思います。

本日提案の議題を事務局より読み上げを行います。

●事務局長（谷本孝二君）

議案第28号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」

議案第29号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」

議案第30号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」

議案第31号「農地利用集積計画の決定について」

議案第32号「非農地証明願について」

議案第33号「許可後の事業計画変更申請について」

報告事項といたしまして、

報告第16号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」

報告第17号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

●会長（松岡繁君）

それでは、議案第28号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

失礼します。それでは、議案の1ページをご覧ください。

位置図と一緒に、ご審議よろしく申し上げます。

議案第28号「農地法第3条第1項の規定による許可申請についてです。

案件は12件です。

1番、柞原町・・・面積1,735㎡【議案読み上げ】

この件は、労働力不足により、経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地を育苗用地として使用する計画が提出されております。

なお、この案件は、報告第17号1番に関連します。

2番、柞原町・・・合計面積2,454㎡【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を経営規模拡大を図る譲受人へ、世帯内生前贈与による所有権移転を行うものです。

申請地で水稻などを作付けする計画が提出されております。

3 番、川西町北・・・面積 18 m²【議案読み上げ】

この案件は、高齢化により、経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ贈与による所有権移転を行うものです。

申請地で野菜を作付する計画が提出されております。

4 番、三条町・・・面積 1,229 m²【議案読み上げ】

この案件は、労働力不足により、経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されております。

2 ページをお開きください。

5 番、飯野町東二・・・面積 35 m²【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人の要望により、贈与による所有権移転を行うものです。

申請地で水稻を作付けする計画を予定されております。

6 番、垂水町・・・面積 1,021 m²【議案読み上げ】

この案件は高齢化により、経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。

申請地で果樹を作付けする計画が予定されております。

なお、この案件は、報告第 17 号 2 番に関連します。

7 番、綾歌町岡田上・・・面積 551 m²【議案読み上げ】

この案件は、この案件は農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。

申請地で野菜・果樹を作付けする計画が提出されております。

8 番、綾歌町富熊・・・合計面積 335 m²【議案読み上げ】

この案件は、この案件は農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。

申請地で、果樹などを栽培する計画が提出されております。

9 番、飯山町上法軍寺・・・面積 1,314 m²【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ贈与による所有権移転を行うものです。

申請地で水稻を作付けする計画が提出されております。

3 ページをお開きください。

10 番、飯山町西坂元・・・合計面積 1,176 m²【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。

申請地で水稻を作付けする計画が提出されております。

11 番、飯山町西坂元・・・面積 13 m²【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ贈与による所有権移転を行うものです。

申請地で野菜を作付けする計画が提出されております。

1 2 番、飯山町真時・・・面積 635 m²【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人の要望により、売買による所有権移転を行うものです。

申請地で野菜を作付けする計画が提出されております。

以上 1 2 件、申請があった案件につきましては、審査基準のうち農地法第 3 条第 2 項第 1 号、譲受人の農地の耕作状況、保有している機械の能力等の状況、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供される農地の全てを効率的に利用できると見込まれる全部利用効率要件、また、農作業に従事すると見込まれる日数について、同項第 4 号の農作業常時従事要件及び第 6 号の周辺地域との調和要件の審査基準並びに例外規定等により、全てを満たすものであり、農地法第 3 条第 2 項各号の禁止事項には該当しない又は、適用されないため、許可相当と考えています。

ご審議よろしくをお願いします。

●会長（松岡繁君）

議案の説明は終わりました。

この議案の中で、整理番号 1 番の案件につきましては、3 番の尾野委員さんに関する事項でございますので、農業委員議事参与の制限に準じて、3 番尾野委員さんの退席をお願いします。

（3 番尾野委員退席）

それでは議案第 2 8 号、「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」のうち、整理番号 1 番について、質疑に入ります。

ご質問等はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君）

ご異議ないようですので、議案第 2 8 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」の内、整理番号 1 番につきましては、原案のとおり許可することに決定をいたしました。3 番尾野委員の入室を許可します。

（3 番尾野委員入室）

●会長（松岡繁君）

続きまして、議案第 2 8 号、「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」のうち、整理番号 2 番から 1 2 番について、質疑に入ります。

ご質問等はありませんか。

●農業委員（大口年昭君）

7 番大口です。2 ページの 6 番ですが、所有者の方が・・・に在住で、現在地元の方が貸借権の設定により耕作している農地を今回、解約して売却ということになっておりますが、申請では、経営規模により果樹を作付けすることになっていますが、農地で買って農地を貸すというやり方は、合法性があるのですか

●事務局（岩崎正英君）

どこが、違法なんですかね。

●農業委員（大口年昭君）

違法ではないけども、こういうやり方は多いんですか。

●事務局（岩崎正英君）

県外の所有者が、その土地を今までは地元の担い手に貸していて、それを解約して、また地元の耕作者に、所有権移転をするということです。

●会長（松岡繁君）

たしか、以前は、農地を購入した方は、自分で耕作しなければいけないことになっていたと思うが、法律が変わって、どうなったかその辺含めて局長から説明をお願いします。

●事務局長（谷本孝二君）

今回の案件は、県外にお住まいの方が、農地の管理ができないので、市内在住の方に売買による所有権移転のため3条申請が提出されています。

この4月から下限面積なり3年3作の条項が撤廃になっています。3年3作については、転用の際に農地を取得して3年もしくは3作の要件をクリアしないと転用ができないという規定がありました。農地についても同様の規定でありましたが、その要件が撤廃になったということです。よろしくお願いします。

●会長（松岡繁君）

3年3作と言わなくなったけどその精神が残っとなるということで、やっぱり農地を買った限りは、きちっと農業はしてくださいよと。

そういうことを事務局で、お諮りをしていただきたいと思います。

その他ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君）

ご異議ないようですので、議案第28号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の内、整理番号2番から12番につきましては、原案のとおり許可することに決定をいたしました。

次に議案第29号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

それでは、4ページをお開きください。

議案第29号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」です。

案件は5件です。

1番、城南町・・・面積44㎡【議案読み上げ】

この申請地は、昭和56年に車庫を建築し、現在まで宅地として利用してきました。今回、当該地において、農地法の許可申請を行っておらず、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き宅地として利用するものです。

申請地は第 1 種中高層住居専用地域の指定がされ、第三種農地に区分されます。

2 番、今津町・・・面積 181 m²【議案読み上げ】

この案件は、申請地に共同住宅 1 棟の建築整備を図るものです。

申請地は、農用地区域外農地で第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

3 番、川西町北・・・面積 154 m²【議案読み上げ】

この案件は、申請地に非農家の自己住宅 1 棟の建築整備を図るものです。

申請地は、農用地区域内農地ですが、令和 5 年 4 月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

4 番、土器町西八丁目・・・面積 416 m²【議案読み上げ】

この申請地は、平成 9 年頃住宅を建築した際造成し、現在まで宅地として利用してきました。今回当該地において、農地法の許可申請を行っておらず、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き宅地として利用するものです。

申請地は、第 1 種低層住居専用地域の指定がされ、第 3 種農地に区分されます。

5 ページをお開きください。

5 番、綾歌町栗熊西・・・合計面積 244 m²【議案読み上げ】

この申請地・・・は、平成 2 年頃農道拡幅工事の際、造成し宅地と一体利用していました。この度・・・に農業用倉庫 1 棟の建築整備するにあたり、農地法の許可申請を行っておらず、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き宅地として利用するものです。

申請地は、農用地区域外農地で第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

以上 5 件、申請があった案件につきましては、地区の委員に現地調査をしていただき、問題ないことを確認しております。

また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるかなどの一般基準など、審査基準を満たすものであることから、問題ないものと考えております。

ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁君）

議案の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ただ今の説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君）

特にないようでございますので、採決をいたします。

議案第 29 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」 整理番号 1

番の案件を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●会長（松岡繁君）

ご異議ないようですので、議案第29号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」5件は、許可相当として、委員会意見書を添付の上、県へ進達することにいたします。

次に、議案第30号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

6ページをお開きください。

議案第30号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」です。

案件は17件です。

1番、今津町・・・合計面積799㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、共同住宅1棟の建築整備を図るものです。

申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

2番、新田町・・・面積1,178㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、共同住宅2棟の建築整備を図るものです。

申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

3番、田村町・・・面積456㎡【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、第1種中高層住居専用地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

7ページをお開きください。

4番、田村町・・・合計面積1,461㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、アパート用地の造成整備を図るものです。

申請地は、第1種低層住居専用地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

5番、柞原町・・・面積181㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅4棟の建築整備を図るものです。

なお申請地の一部において、平成元年頃造成し宅地として利用していましたが、今回の申請をもって合わせて無断転用の解消を図るものです。

申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

6番、柞原町・・・面積743㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、駐車場等の造成整備を図るものです。

申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

7 番、川西町北・・・合計面積 3,988 m²【議案読み上げ】

8 ページにかけてになりますが

この案件は、所有権移転売買を行い、資材置場の造成整備を図るものです。

申請地は、農用地区域内農地ですが、令和 5 年 4 月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

8 番、郡家町・・・合計面積 1,230 m²【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、駐車場の造成整備を図るものです。

申請地は、一部農用地区域内農地ですが、令和 5 年 4 月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

9 番、郡家町・・・合計面積 2,012 m²【議案読み上げ】

9 ページにかけてになりますが

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅 10 棟の建築整備を図るものです。申請地は、一部農用地区域内農地ですが、令和 5 年 4 月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

10 番、飯野町東二・・・面積 1,184 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、駐車場の造成整備を図るものです。

申請地は、農用地区域外農地で第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

11 番、飯野町西分・・・合計面積 5,555 m²【議案読み上げ】

10 ページにかけてになりますが

この案件は、所有権移転売買を行い、店舗 1 棟の建築整備を図るものです。

申請地は、農用地区域外農地で第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

12 番、綾歌町岡田上・・・面積 447 m²【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅 1 棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和 5 年 4 月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第 1 種農地に区分されますが、住宅その他、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから、原則、第 1 種農地の転用は不許可ですが、許可基準の例外に該当すると考えられます。

13 番、綾歌町岡田下・・・合計面積 2,206 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、太陽光発電パネル 17 基の建築整備を図るものです。

申請地は、農用地区域外農地で第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

1 1 ページをお開きください。

1 4 番、綾歌町岡田東・・・面積 232 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、資材置場の造成整備を図るものです。

申請地は、一部農用地区域内農地ですが、令和 5 年 3 月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

1 5 番、飯山町下法軍寺・・・面積 400 m²【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅 1 棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

1 6 番、飯山町真時・・・合計面積 3,467 m²【議案読み上げ】

1 2 ページにかけてになりますが

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅 1 2 棟の建築整備を図るものです。

申請地は、一部農用地区域内農地ですが、令和 5 年 4 月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

1 7 番、飯山町東坂元・・・面積 388 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転を行い、分家住宅 1 棟の建築整備を図るものです。

申請地は、第 1 種住居地域の指定がされ、第 3 種農地に区分されます。

以上 1 7 件、申請があった案件につきましては、地区の委員に現地調査をしていただき、問題ないことを確認しております。

また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるかなどの一般基準など、審査基準をすべて満たすものであることから、問題ないものと考えております。

ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁君）

議案の説明が終わりました。

1 2 番の第 1 種農地、例外規定の適用という説明がありましたが、どういう例外規定かもう少し詳しく説明していただけませんか。

●事務局長（谷本孝二君）

失礼いたします。

第 1 種農地の場合、基本的には農業関係の施設でないと転用ができないのですが、そういった中でも、農地の真ん中ではできないということで、集落接続要件というものがあります。概ね 5 0 m の範囲に 5 戸以上の宅地がないと基本的にできないという規定になります。今回の場合は、親御さんの家の横にすぐ分家住宅を建てるんですが、その周辺に他の方の家がないと、分家住宅でも建たないということになりますが、今回の案件については、5 戸以上の住宅があり、集落接続要件を満たし、

集落の一部として扱えるということで、1種農地ではありますが、転用が許可できるという例外規定です。よろしくお願いします。

●会長（松岡繁君）

ありがとうございます。

これより質疑に入ります。ただ今の説明に対して、ご質問等はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君）

特にないようでございますので、採決をいたします。

議案第30号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」整理番号1番から17番の各案件を許可相当とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君）

ご異議ないようですので、議案第30号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」17件は、許可相当として、委員会意見書を添付の上、県へ進達することにいたします。

続きまして、議案第31号「農地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

13ページをお開きください。

議案第31号「農用地利用集積計画の決定について」です。

13ページから、48ページにかけて記載しております。

申請件数は合わせて63件、筆数183筆、面積178,983.10㎡です。

詳細は、表のとおりとなっています。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項等の要件を満たしているものであり、問題ないものと考えております。ご審議よろしくお願いします。

●会長（松岡繁君）

議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君）

ご異議ないようですので、議案第31号「農地利用集積計画の決定について」63件について、原案どおり処理していくことにいたします。

次に、議案第32号「非農地証明願について」を議題に供します。

事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

49ページをお開きください。

議案第32号「非農地証明願について」です。案件は1件です。

1番、今津町・・・面積177㎡【議案読み上げ】

この案件ですけれども、申請地は、農地法施行以前から宅地であります。

以上1件、丸亀市非農地事務処理要領における、認定基準を満たしていることから、非農地として証明することに問題ないものと考えております。

ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁君）

議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君）

ご異議ないようですので、議案第32号「非農地証明願について」1件について、原案どおり処理していくことにいたします。

次に、議案第27号「許可後の事業計画変更申請について」を議題に供します。

事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

45ページをお開きください。

議案第33号「許可後の事業計画変更申請について」です。案件は6件です。

1番、今津町・・・合計面積1,278㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和元年8月21日、分譲住宅5棟の建築整備を図る計画で、農地法5条の許可を受けておりましたが、諸般の事情により工期を2年延長するため事業計画を変更したいとの申請がありました。

2番、飯野町西分・・・合計面積4,999㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和2年4月10日、モデルハウス9棟の建築整備を図る計画で、農地法5条の許可を受けておりましたが、諸般の事情により工期を2年延長するため事業計画を変更したいとの申請がありました。

51ページをお開きください。

3番、土器町西三丁目・・・合計面積3,215㎡【議案読み上げ】

この案件は、平成22年7月27日、分譲住宅15棟の建築整備を図る計画で、農地法5条の許可を受けておりましたが、諸般の事情により工期を2年延長するため事業計画を変更したいとの申請がありました。

4番、綾歌町富熊・・・合計面積13,038㎡【議案読み上げ】

52ページにかけてになりますが

この案件は、令和3年10月8日、倉庫兼事務所1棟の建築整備を図る計画で、農地法5条の許可を受けておりましたが、諸般の事情により工期を3年延長するため事業計画を変更したいとの申請がありました。

5番、綾歌町富熊・・・合計面積1,427㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和2年8月28日、花崗土採取後農地造成をする計画で、農地法5条の一時転用許可を受けておりましたが、諸般の事情により工期を令和6年7月31日まで延長するため事業計画を変更したいとの申請がありました。

6番、綾歌町富熊・・・合計面積1,947㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和2年8月28日、花崗土採取後農地造成をする計画で、農地法

5条の一時転用許可を受けておりましたが、諸般の事情により工期を令和6年7月31日まで延長するため事業計画を変更したいとの申請がありました。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁君）

議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君）

ご異議ないようですので、議案第33号「許可後の事業計画変更申請について」3件は、許可相当として、委員会意見書を添付の上、県へ進達することにいたします。

それでは報告事項に入ります。

報告第16号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」

報告第17号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」は、一括して事務局から報告をいたします。

●事務局次長（大西良明君）

53ページをお開きください。

報告第16号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。

報告は4件です。

1番、川西町北・・・合計面積 6,385 m²【議案読み上げ】

この案件は、平成25年1月14日、相続により農地を取得したものです。

委員会によるあっせん等の希望はございません。

2番、三条町・・・合計面積 1,887 m²【議案読み上げ】

この案件は、令和4年7月29日、相続により農地を取得したものです。

委員会によるあっせん等の希望はございません。

3番、三条町・・・合計面積 1,642 m²【議案読み上げ】

この案件は、令和4年7月29日、相続により農地を取得したものです。

委員会によるあっせん等の希望はございません。

3番、飯山町東坂元・・・合計面積 2,366 m²【議案読み上げ】

この案件は、令和5年2月28日、相続により農地を取得したものです。

委員会によるあっせん等の希望はございません。

続いて55ページをお開きください。

報告第17号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」です。

報告は3件です。

1番、柞原町・・・面積 1,735 m²【議案読み上げ】

この案件は、基盤法による利用権設定に基づく賃借権の権利設定をしていたものですが、農地法3条で借人に売却するため、離作補償なく合意解約するものです。

議案第28号1番で説明したとおりです。

2番、垂水町・・・面積 1,021 m²【議案読み上げ】

この案件は、基盤法による利用権設定に基づく賃借権の権利設定をしていたものですが、農地法３条で他の者に売却するため、賃貸人主導により離作補償なく合意解約するものです。

議案２８号６番で説明したとおりです。

５６ページをお開きください。

３番、綾歌町岡田上・・・面積 1,066 ㎡【議案読み上げ】

この案件は、残存小作の設定がされていたものですが、労力不足のため、賃借人主導により離作補償なく合意解約するものです。

報告は以上です。

●会長（松岡繁君）

説明が終わりました。ただ今の報告事項について、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようでございますので、以上を持ちまして、５月総会の議案審議並びに報告事項はすべて終了しました。これをもって閉会といたします。

最後に事務局から連絡事項です。

●事務局長（谷本孝二君）

失礼いたします。

来月の定例農業委員会等の開催日程についてお知らせをいたします。

現委員さん最後の会議になるのですが、任期の関係で７月の１９日水曜日、午前９時３０分から、この場所、本館２階の２０１会議室で開催をいたします。

次に現地確認についてです。農地転用等の締切日が７月５日水曜日になりますので、７月は７日の金曜日に現地調査を行います。関係する委員の皆様には、６日の木曜日にご連絡をさせていただきますので、予定を空けておいて下さい。

以上です。

●事務局長（谷本孝二君）

それでは、本日の総会議案はすべて終わりました。

（午前１１時０５分終了）